公上記得来の仕美物吟笙 (関新) 由生書

				节和 /	チガ	节 子 川	付有の妖1	发 ′ 	(共 判)	甲百	音				/ 11
所	轄税務署長等	給与の支払者	東立-	大学法人	筑波大学	≱	フリガナ)			あなたの生	年月日 明·大·昭 平·令	年	月 日	従たる給与につ	(扶
土浦		の名称(氏名)	ar a se de Herbe				なたの氏名			世帯主の	0氏名			いての扶養控除 ― 等申告書の提出	
	税務署長	給 与 の 支 払 者 の法人(個人)番号		の提出を受けた給与の3	, , , , , ,	, , a	なたの職員番号 * * * * [(提出している場合 には、○印を付け てください。				
		給与の支払者		つくば市天		1 1 b;	なたの住所(郵便者	\$号 —)	<u> </u>		配偶者	有・無		
	市区町村長	の所在地(住所)				^	は居所	후[구 et] 16 전 구·	1 #1 W W II 6	181. 1-1 = L.de) b. IB 6)=\1	の有無			
æs 7.	たに源泉控除対	家配偶者、障害者は	- 該当する回	一生計配偶者》	ひ状変親族が	いなく、かつ、あ	なた自身が障害者、	<u> 景婦、ひとり親又に</u> │	1 男男子生のい	すれにも該当	しない場合には、	以下の各懶に		$\overline{}$	1
	区 分 等	(フリガナ) 氏 名		一個人		- 5	老人扶養親族(昭31.1.1以前生)				又は居房	異動月1 くは居所 (令和7年中 場合に記	最動月日及び事由 会和7年中に異動があった 場合に記載してください (以下同じです。)。		
			711	カ あなたとの続柄 生 4		月 日	特 定 扶 養 親 族 (平15.1.2生~平19.1.1生) // 付少允惧俄	生計を一	-にする事実		(以下		(以下同じです。)。	
	源泉控除			* * * *	* * *	* * * *	*		(該当する場合はC)印を付けてくださ	· (,,°)				
	A 対象配偶者 (注1)				明·大 昭·平			H							お読みください。 ○この申告書の記書 大養親族に該当士 ○表表表表に該当士 ○表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表
					74 1		□ 同居老親等	1,	□ 16歳以上30歳	歳未満又は70歳以	上				読の 養の の
		1		* * * *		< * * * *	k □ その他		□ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の	カキサ					く告族告が
た					明·大 昭·平		□ 特定扶養親族	円		ク 又 払					た書 該は 1
主たる給与	控除対象				lala ala ala al	م مام مام مام	□ 同居老親等		□ 留学	歳未満又は70歳以	L上				記言が見
与か		2		* * * * *	本 本 オ オ	<u> </u>			□ 障害者 □ 38万円以上の	の支払					にる泉に
6	B 扶 養 親 族				昭・平	• •	□ 特定扶養親族	円		to the Sale to a vice of the first					たが除対
空除	(16歳以上) (平22.1.1以前生)			* * * *		* * * *	□ 同居老親等 * □ その他		□ 16歳以上30扇 □ 留学 □ 障害者	歳未満又は70歳以	K.E.				てはな象別
控除を受け	(1211134)	3			明·大		□ 特定扶養親族		□ 38万円以上の	の支払					人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の
け					昭・平			円		歳未満又は70歳以	LE.				裏提出を
る		4		* * * *	* * *	k * * *	□ 同居老親等 □ その他		□ 留学 □ 障害者						のする
		4			明·大 昭·平		□ 特定扶養親族	П	□ 38万円以上の	の支払					1 必者
	障害者、寡婦、 ○ ひとり親又は 勤 労 学 生	□障害者□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	該当者				障害者又は勤労			は、裏面の「2 乱	 !載についてのご注意		ざい。) 異	景動月日及び事由	申告に安があり
		1.55	障害者	配偶者(注2) 人名										ロにっ ありょる
		特別『	章 害 者		(人))									ますす
		同居特別	引障害者 /		(人)	- □ 勤 労 学 生 〉	(注)1 源泉控除対 支払を受ける人	象配偶者とは、所得者(、及び白色事業専従者を	令和7年中の所得の 除きます。)で、令和7	見積額が900万円 年中の所得の見積	以下の人に限ります。) 複が95万円以下の人	と生計を一にする配をいいます。	!偶者(青色事	事業専従者として給与のます。)で、令和7年中の	て [^] 。一 の 生
		上の該当する項目及び欄に			扶養親族の人数を	記入してください。	2 同一生計配 所得の見積額:	属者とは、所得者と生計 が48万円以下の人をい					学化石を除さ	ます。)で、令和7年中の	のご 注意 」
	他の所得者が	氏	名続	なたとの	年 月 日	住	所又は唇	計 所		除を受けるなたとの経	る他の所得 続柄 住所又	<u>皆</u> は居所	異動	月日及び事由	『載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等を でする人がいない人も提出する必要があります。 「源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び所にしか提出することができません。
D	控除を受ける			明・大・日平・令	昭					-	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	77,			等 を び
扶養親族等				明・大・	昭										€ 0.
 1	・足裕に思する	に頂 (アの脚は 地方	────────────────────────────────────	平・令	7冬の3の2に	甘づき 給与の	 支払者を経由して市区	町材長に提出する	とち 所得者の 共義	 朝佐笙由生妻 <i>(</i>)	ー N記載脚を兼わてに	(ます)			
∵ I	- 2017年1月9 日日	(フリガナ)	<u>佃</u>	・ 未のしのとに		なたとは無して同る		又 は 居	前	控除対象外国外扶	能報施 令和7 :	年中の	異動月日及び事由	
16歳未満の 扶 養 親 族 (平22.1.2以後生)		氏 名	á	1121	Ш	<u> </u>	平 7 7 7	1 月	入は店	771	該当する場合は○印を付けてく	ださい。)所得の見	積額(※)	六勁刀 I X U 爭田	
		1	*	: * * *	: * * *	*:*:*:	· 令						円		所得の見 <u>職所</u> には、 <u>退職所</u> <u>除いた</u> 所得の 額を記載しま
(#	22.1.2以仮土)	2———		:,*,*,* *	· * · * · * ·	*. *. *. *	平						円		額を記載しま
- T-	~ W** * +	(フリガナ 氏 ネ		· 小 小 个 个 个 个 个 个 个 个	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		なたと	住所又	は居所		である親族	令和7年中の	障害者	異動月日及び事由	寡婦又はひ
	手当等を有する る者・扶養親族	K ?			· m		明·大·昭	II /// X	·-· /H //I	□配偶者		所得の見積額(※)	区分□一般	л <i>э</i> дд ц Д 0 Т Ш	□ 寡婦
			*	< * * * *	< * * * * :	* * * *	平·令			□ 30歳未満又は70歳以 □ 障害者	以上 □ 留学 □ 38万円以上の支払	円	□ 特別		□ひとり親

0

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和7年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- この申告書に記載すべき事項が令和6年においてその給与の支払者を経由して提出した申告書に記載した事項から異動がない 場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書(以下「簡易な申告書」といいます。)を提出する ことができます。簡易な申告書の提出に当たっては、国税庁ホームページに掲載している、記載のしかた(記載例)をご確認く ださい (表面の二次元コードからもご確認いただけます。)。
- (3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動 後の内容に補正してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別) 控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与 の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除 申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和7年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者 に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄 を記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白等に記載してください。
- (2) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢 16 歳未満 の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、 マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (3) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー (個人番号)を記載してください。
- (4) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払 者から受ける給与をいいます。
- (5) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であ るときは「その他」にチェックを付けてください。

また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。

- (6) 「令和7年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種 類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が 161 万 9 千円未満の場合には 55 万円(収入金額を限 度とします。)) を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
- なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の 配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (7) 源泉控除対象配偶者が非居住者(ii) である場合には、「非居住者である親族」欄に〇印を付けてください。また、控除対象扶養 親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が 16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の 「16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上」にチェックを付け、その非居住者の年齢が 30 歳以上 70 歳未満で一定の要件を満たす人(下 記4⑤ロイントに該当する人)である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該 当する項目にチェックを付けてください(2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください。)。
- (注)「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。
- (8) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和7年中にその親族に送金等を した金額の合計額を記載してください。
- (9) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
- イ 障害者 (特別障害者) ……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度 (障害の等級) など の障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害 るであるときは同居の有無)、マイナンバー (個人番号) (世) 住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和7年中の所得の見積額 (これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載して いる事項については、氏名を除き、記載を省略できます。)

また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和7年中にその同一生計配偶者又は扶養 親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。)

- (注) 一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ロ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和7年中の所得の種類とその見積額
- (注) 寡婦又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。
- (10) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者で ある同一生計配偶者若しくは年齢 16 歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の 扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載し
- (11) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉徴収されるものに限り ます。以下(11)において同じです。)の支払を受ける配偶者(退職所得を除く所得の見積額が133万円以下である人に限ります。)又 は扶養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限りま す。) に記載してください(住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされていま す。)。退職手当等の支払を受ける年齢 16 歳未満の扶養親族について、退職所得を含む所得の見積額が 48 万円を超える場合には、 「16 歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄のみ記載します。また、「控除対象外国外扶養 親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記3(2)の確認書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区 町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まい の市区町村へお尋ねください。

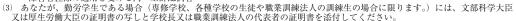
3 添付書類

- (1) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主 たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合に必要な添付書類等の手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者 である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。
 - イ 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
- ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者

扶養控除等の適用を受ける方へ】







4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支 払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。) で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の 収入金額が103万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和7年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者

【③源泉控除対象配偶者】 所得者(令和7年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色 事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和7年中の所得の見積額が 95 万円以下(給与 所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人

(注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き ます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の人

【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人

- イ 扶養親族が居住者の場合 年齢 16 歳以上の人(平成 22 年 1 月 1 日以前に生まれた人)
- ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人
- (イ) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の人 (平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人)
- (ロ) 年齢70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)
- (火) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国 内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための 支払を38万円以上受けている人」

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人(平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日ま での間に生まれた人)

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)

【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を 常況としている人

【⑨障害者(特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

- イ 精神上の隨害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人・・・・・・全て特別障害者になります。
- ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人・・・・・このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者にな ります。
- ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人・・・・・このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別 障害者になります。
- ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、隨害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの 人は、特別障害者になります。
- へ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人・・・・・全て特別障害者になります。 常に就床を要し、複雑な介護を要する人・・・・・・全て特別障害者になります。
- チ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人(昭和 36 年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長、特別区の区長や福祉 事務所長からイ、ロ又は二に準ずる障害があると認定されている人・・・・・このうち、イ、ロ又は二の特別障害者と同程度の障 害がある人は、特別障害者になります。

【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一に するその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、 給与の収入金額が6,777,778円以下)、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人(⑫のひ とり親に該当する人を除きます。)

- イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人
- ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【⑫ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人

- イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人
- ロ その所得者と生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和7年中の総所 得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。)を有する人

【13勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

- イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を 受ける訓練生であること。
- ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。
- ハ 令和7年中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給 与所得等以外の所得が10万円以下であること。

記入要領(令7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書)

1. 必須事項

- □ 職員番号・氏名(フリガナ)・生年月日・住所(住民登録住所)・配偶者の有無
- □ 世帯主の氏名・・・**住民票のある住所の世帯主を記載**
- □ あなたとの続柄・・・住民票のある住所の世帯主の続柄を記載

2. 扶養親族がいる場合

A. 必須事項

·氏名(フリガナ)·あなたとの続柄・生年月日・住所または居所·令和 7年中の所得の見積額 →注)

B. 記載欄

扶養親族が配偶者の場合 A 欄に、16歳以上(平成22.1.1以前生)の場合は B 欄に、16歳未満(平成22.1.2以後生)の場合は申告書下部の「住民税に関する事項」欄に記載する。

注)控除の対象となるのは、令和7年中の所得の見積額が以下の場合のみ

●源泉控除対象配偶者に該当するのは、

申告者本人が 900 万円以下 (令和7年中の合計所得の見積金額が900万円以下の人に限ります)で <u>扶養される配偶者</u>が 95 万円以下 (給与所得だけの場合は収入額が 160万円以下) の場合 ※夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできません

●控除対象扶養親族に該当するのは、

<u>扶養される者が 58 万円以下</u> (給与所得だけの場合は収入額が 123 万円以下) の場合

- ※所得の見積額が上記を超える場合、記載しない(控除の対象とならない)。
- ※所得···収入から必要経費を差し引いた金額。(下表[A]の金額)

【所得の見積額 計算表】

※遺族年金、雇用保険の失業給付金、育児休業中の育児給付金などは、非課税のため所得に含めない。

所得の種類		収入金額等@	必要経費等⑥	所得金額(@一b)
		H	H	(マイナスの場合は0)円
給与所得 (1	1)		650, 000	
事業所得 (2	2)			
雑所得 (3	3)			
公的年金等収入			公的年金等控除額表 参照	
配当所得 (4	1)			
不動産所得 (5	5)			
			(退職所得控除額)	(a-b)×1/2
退職所得 (6	3)			
(1)~(6)以外の所得	寻		(うち特別控除額 円)	一時所得又は長期譲渡 所得は 1/2
(7	7)			
			(1)~(7)の合計額 [A]	

3. 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生

- ・自身又は扶養親族が障害者に該当する場合「C障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生」欄の口にチェックを入れる。
- ・障害者に該当する方は、表及び「障害者又は勤労学生の内容」欄に該当する事実や人数及び氏名等を記載する。 ※年齢 16 歳未満の扶養親族及び同一生計配偶者も対象となりますので、ご注意ください。
- ·勤労学生(所得見積金額85万円以下)に該当する方は、□にチェックを入れ「障害者又は勤労学生の内容」欄に 該当する事実を記載する。
- ・自身が寡婦・ひとり親に該当する方は「C障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生」欄の□にチェックを入れる。
- ・寡婦・ひとり親の控除の対象となるかは、3~・シ・目の「ひとり親控除、寡婦控除に関する申告」をご確認ください。

4. 住民税に関する事項

- ・「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄は、退職手当等(源泉徴収されるものに限ります)の支払を受ける配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。)又は扶養親族(合計所得の見積額が58万円以下)について記載します。
- ・「寡婦またはひとり親」欄は、退職所得を除く合計所得の見積額が58万円以下となる扶養親族を有することにより、 あなたが寡婦・ひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

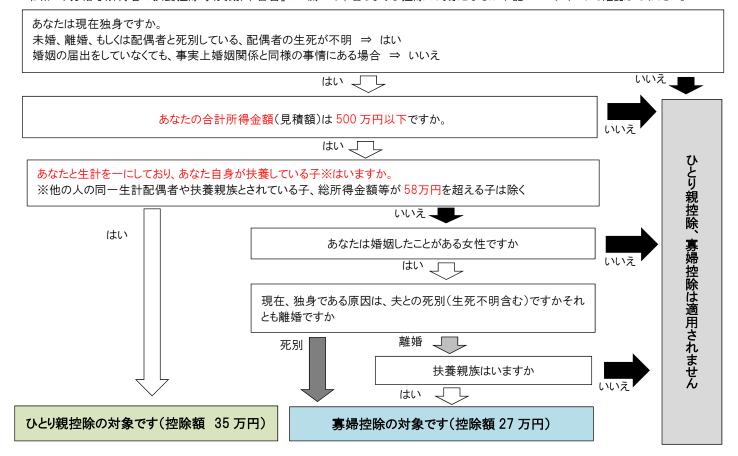
記入要領(令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書) ●令和7年年末調整より扶養親族等の所得要件の改正等が行われておりますのでご注意ください ●マイナンバーは記載しない 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書 令和7年分 の止だ日日 男・大・昭 所轄税務署長等 (フリガナ) 年 月 従たる絵与につ 氏名、フリガナ(戸籍名)、生年月日 あなたの氏名 非居住者である親族を扶養とする いでの扶養控除 土浦 ※外国人は履歴書に記載した氏名・フリガナ 等申告書の提出 方は、別紙令7扶養要領(国外扶 /提出している場合 税務署長 あなたの職員番号 養)「非居住者である親族について には、〇印を付け *|*|*|* の法人(個人)番号 てください。 職員番号を記載 扶養控除等の適用を受ける方へ」を (郵便番号 配偶者 給与の支払者 あなたの住所 参照ください 茨城県つくは市天王台 1 有・無 は居所 の所在地(住所) 市区町村長 【源泉控除対象配偶者】A 欄 住民登録住所を記載 あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する いずれにも該当しない場合 かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は墓 あなた(令和7年中の合計所得金額の見積額が900万円 老人扶養親族 フリガ ナ (昭31.1.1以前生) 住者である親族 以下の人に限ります(給与所得だけの場合は、給与収入 会和7年中の 区 分 等 名 氏 所得の見積額 特定扶養親族 1.100 万円以下、所得金額調整控除の適用を受けない あなたとの続柄 生 年 月 日 生計を一にする事実 場合は 1,095 万円以下))と生計を一にする配偶者(青色 該当する場合は○印を付けてください 源泉控除 事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業 A 対象配偶者 専従者を除きます。)で令和7年中の合計所得金額の見 (注1) щ 積額が 95 万円以下(給与所得のみの場合、収入額が 16歳以上30歳未満又は70歳以上 160 万円以下)の人 *|*|*| 【同一生計配偶者】 障害者 38万円以上の支払 主た ●氏名・フリガナ・生年月日・令和7年中の所得の見 あなたと生計を一にする配偶者(青 養親族 щ 積額・住所 色事業専従者として給与の支払い る 16歳以上30歳未満又は70歳以上 親等 *|*|*|*| を受ける人など除く)で令和7年中 【控除対象扶養親族】B欄 競害者 与 38万円以上の支払 の所得の見積額が58万円(給与 か 控除対象 所得の見積額(1ページ表[A]の金額)が58万円以下(収 養親族 Щ B扶養親族 6 所得だけの場合は、給与収入 123 入が給与所得のみの場合、収入額 123 万円以下)の人 16歳以上30歳未満又は70歳以上 (16歳以上) 親等 万円以下)の人が同一生計配偶者 (平22.1.1以前生) ●氏名・フリガナ・続柄・生年月日・令和7年中の * * * 障害者 に該当します。同一生計配偶者で を 38万円以上の支払 所得の見積額・住所 受 養親族 障害者に該当する場合には、該当 Щ ●別居している扶養親族については、生計を同じくして H 16歳以上30歳未満又は70歳以上 する欄に○をつけます 親等 న いる事実がある者 *| *| *| *| *| *| ●同居老親等、特定扶養親族欄の 寡婦・ひとり親に該当するかは ●被扶養者で令和 7(2025)年中に死亡した者 次ページのフローチャートでご確認ください の「2 記載についての (死亡した年まで控除対象となるため) 水 人 扶養雞族 □ 陳害者 障害者、寡婦 般の障害者 () コひとり親 ひとり親又は い多同 特別障害者 () 勤労学生 勤労学生 りている場合にはなどの控除を受け (注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和7年中の所得の見種額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(責色事業専従者として給与の 生計配偶者及び 同居特別障害者 支払を受ける人及び白色事業専従者を除きま 令和7年中の所得の見種額が95万円以下の人をいいます。 の ご注意」 る項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養銀族の人数を記入してください 生年月日 住 所 又は 異動月日及び事由 障害者又は勤労学生(所得見積額85万円以下)につい ●該当箇所に○ て記載する場合は必ず「障害者又は勤労学生の内容」 明・大・昭 ●障害者の扶養親族の人数を()内 を記載する 明・大・昭 障害者…氏名·手帳名·等級·交付年月日 ○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区 勤労学生…学校名・入学年月日・所得の種類と見積額 16歳未満(平成 22.1.2 以後生)の扶養親族を記載し 年月日 異動月日及び事由 所得の見積額(※) 16歳未満の 所得の見積額」欄 ます には、<u>退職所得を</u> 除いた所得の見積 扶養親族 氏名・ブリガナ・続柄・牛年月日・住所・所得の見積額 (平22.1.2以後生) 顔を記載します。 退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄については 非居住者である親族 令和7年中の 障害者 年月日 住所又は居所 異動月日及び事由 寡婦又はひとり親 所得の見積額(※) 区分 退職手当等を有する ページ「4.住民税に関する事項」を参照してください 配偶虫 配偶者・扶養親族 -- AC 寡婦 30歳未満又は70歳以上 | 荷学

ひとり親

*, *, *, *, *, *, *, *, *, *, *, *, *

令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書/ひとり親控除、寡婦控除に関する申告

「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」のC欄にて申告します。 控除の対象となるか下記フローチャートで確認してください。



公的年金等控除額表

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

八的左本:	等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
公的干壶	(A)	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超		
	330万円以下	110万円	100万円	90万円		
330万円超	410万円以下	(A)×25%+27万5,000円	(A)×25%+17万5,000円	(A)×25%+7万5,000円		
410万円超	770万円以下	(A)×15%+68万5,000円	(A)×15%+58万5,000円	(A)×15%+48万5,000円		
770万円超	1,000万円以下	(A)×5%+145万5,000円	(A)×5%+135万5,000円	(A)×5%+125万5,000円		
1,000万円超	1	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円		

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

小的生会	生の収える額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額					
公的年金等の収入金額 (A)		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超			
	130万円以下	60万円	50万円	40万円			
130万円超	410万円以下	(A)×25%+27万5,000円	(A)×25%+17万5,000円	(A)×25%+7万5,000円			
410万円超	770万円以下	(A)×15%+68万5,000円	(A)×15%+58万5,000円	(A)×15%+48万5,000円			
770万円超	1,000万円以下	(A)×5%+145万5,000円	(A)×5%+135万5,000円	(A)×5%+125万5,000円			
1,000万円超		195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円			

(注)年齢65歳以上の人とは、昭和36年1月1日以前に生まれた人をいいます。